

件名	障害者自立支援法施行条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課 行政システム改革課
根拠法令等	障害者自立支援法(平成17年11月7日公布 18年4月1日外施行) 障害者自立支援法施行令(平成18年1月25日公布 18年4月1日外施行) 障害者自立支援法施行規則(平成18年2月28日公布 18年4月1日外施行)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 障害者自立支援法施行条例の一部改正 精神通院医療に係る医療受給者証に関する次に掲げる経由事務を市町に処理させようとするもの</p> <p>(1) 法第54条第3項の規定に基づく精神通院医療に係る医療受給者証の交付に関する事務 (県 市町 個人)</p> <p>(2) 法第56条第2項(支給認定の変更申請)の規定に基づく精神通院医療に係る医療受給者証の提出に関する事務 (個人 市町 県)</p> <p>(3) 法第56条第4項(支給認定の変更の認定)の規定に基づく精神通院医療に係る医療受給者証の返還に関する事務 (県 市町 個人)</p> <p>(4) 政令第32条第1項の規定に基づく精神通院医療に係る医療受給者証の変更の届出に係る返還に関する事務 (県 市町 個人)</p> <p>(5) 政令第33条第1項の規定に基づく精神通院医療に係る医療受給者証の再交付に関する事務 (県 市町 個人)</p> <p>(6) 省令第48条第3項の規定に基づく精神通院医療に係る医療受給者証の再交付後の返還に関する事務 (個人 市町 県)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請却下通知書の交付 (県 市町 個人)</p> <p>2 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正 障害者自立支援法関係法令の制定及びこれに伴う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係法令の改正に伴い、市町に処理させることとしていた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務の一部を削除するもの</p> <p>(1) 政令第4条の2第1項の規定に基づく費用を負担しない旨の通知に係る通知書の交付に関する事務を削除</p> <p>(2) 法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるものを削除</p>	
施行日	公布日